

離島対策等検討会の位置付けと今後の進め方について

（１）離島対策等検討会の位置付け・審議内容

① 離島対策等検討会の位置付け

自動車リサイクル法においては、預託されたリサイクル料金等のうち、輸出中古車につき返還請求がない場合、廃車ガラ輸出によりシュレッダーダストの処理が不要となった場合等に結果として剰余金の発生が見込まれるところ。この剰余金（※）については、経済産業・環境大臣の承認・認可を前提に、指定再資源化機関（（財）自動車リサイクル促進センター再資源化支援部）が行う離島・不法投棄対策に関しての地方公共団体への出えん費用に充当することが可能な制度となっている。

このため、剰余金の透明かつ公正な地方公共団体への資金出えんを担保するため、リサイクル料金等の適正な管理・運用等に関して（財）自動車リサイクル促進センターへの設置が法定されている資金管理業務諮問委員会の下部組織として、離島・不法投棄対策に関する専門的な事項を集中審議する離島対策等検討会を設置する。

※ 剰余金の使途としては、上記離島・不法投棄対策業務の他に、資金管理業務、情報管理業務の実施費用への充当等があり、資金管理業務諮問委員会にて、その割振りは前年度末までに審議・決定され経済産業・環境大臣の認可を受ける想定。

＜資金管理業務規程上の規定＞

第２８条 資金管理業務諮問委員会の下部組織として離島対策等検討会を設置する。

２ 離島対策等検討会は、再資源化支援部が行う法第１０６条第３号及び第４号に規定する地方公共団体への資金出えん等の業務に係る資金管理センターから再資源化支援部に対しての出えんに関して資金管理業務諮問委員会が行う調査審議にあたり、専門的な事項を調査審議する。

②離島対策等検討会の具体的審議事項

- イ) 地方公共団体への出えん要綱の審議
- ロ) 年度当初計画（＝箇所付け。繰越し執行となる分も含む。）の審議
- ハ) 年度途中での箇所付けの審議
- ニ) 地方公共団体への出えん実績のフォロー

※本検討会における審議結果は、資金管理業務諮問委員会に報告。
そのうち、重要案件については、審議事項として資金管理業務諮問委員会に報告することを想定。

（２）今後の審議スケジュール（予定）

原則年４回開催する方向。ただし、施行準備期間中は、出えん要綱等を集中的に審議すべく以下の審議スケジュールを予定。

２月２４日（火）：★第１回離島対策等検討会開催

- ・自動車リサイクル法の概要確認
- ・自動車リサイクル法における再資源化支援部の離島・不法投棄対策業務の確認
- ・離島対策等検討会の位置付けと今後の進め方について
- ・地方公共団体への出えんに関する基本的な考え方①

３月１２日（金）：★第２回離島対策等検討会開催

- ・地方公共団体への出えんに関する基本的な考え方②
- ・再資源化支援部における平成１６年度離島・不法投棄対策関係事業計画（案）及び収支予算（案）の審議

※関連スケジュールとして、３月中下旬に、産業構造審議会・中央環境審議会合同会議、資金管理業務諮問委員会、（財）自動車リサイクル促進センター理事会が開催される予定。

５月下旬頃：★第３回離島対策等検討会開催

- ・自治体向け剰余金出えん要綱の審議

(3) 離島対策等検討会の情報公開の在り方について

①公表の考え方

離島・不法投棄対策業務の運営の透明性を確保し、広く社会の理解を得るよう最大限務めることが重要であるため、離島対策等検討会の議事内容については原則公開とする。会議の傍聴は原則なしとする。

②公表資料

イ) 議題、議事概要、会議資料（ただし、個別の自治体や関係者の情報については、必要に応じて非公開とする旨を検討会で決定する）

※会議開催後、原則 1 週間以内に公表の予定

ロ) 議事録（発言者無記名）

※会議開催後、原則 1 月以内に公表の予定

③公表の方法

(財) 自動車リサイクル促進センターのホームページにて公表

以 上